

景観法に基づく届出制度の運用改善について

都市・まちづくり課

1 届出事務の見直しについて

景観法に基づく届出事務について、野立ての太陽光発電施設に対する指導の実効性向上、新たな電気供給施設の出現に伴う届出制度の対応、また、電柱に係る届出事務改善等のため、所要の見直しを行う。

2 見直しの方向性

(1) 野立ての太陽光発電施設について

ア 平成28年、周辺住民等からの問合せ事例が多数発生したことを受け、野立ての太陽光発電施設を届出対象行為に追加、令和元年には「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項（別紙）」を添付書類に追加する規則改正を行ったところ。先般のゼロエネ施策の高まりに伴い太陽光発電施設の設置に対する法実効性を高めるため配慮事項を基に景観育成基準への位置づけを行う

イ 近年、地面に対して垂直にモジュールを配置する形態のものが出現。届出対象規模算定を築造面積（水平投影面積）としていることから、大規模なものであっても届出の対象規模を下回り届出対象外となる事例が想定されるため、次のとおり届出対象行為の見直しを行う

行為の種類	届出が必要な規模	
	一般地域	重点地域
太陽光発電施設 （一団の土地又は 水面に設置される もの）の建設等	（現行） <u>太陽電池モジュールの築造面積の合計が</u> 1,000平方メートルを超えるもの （変更案） <u>太陽電池モジュールの面積の合計が</u> 1,000平方メートルを超えるもの	（現行） <u>太陽電池モジュールの築造面積の合計が</u> 20平方メートルを超えるもの （変更案） <u>太陽電池モジュールの面積の合計が</u> 20平方メートルを超えるもの

(2) 電気供給施設等について

ア 電気事業者が送受電のために設置する電柱について、規格が決まっており同一の形態をしているため、電気供給事業者等と協定を締結し、当該事業者により建設される協定に基づいた電柱については届出の適用除外としたい。

イ 近年、電柱や鉄塔等以外にも、大規模蓄電施設等、高さを必要としないが広大な面積を必要とする電気供給施設が見受けられ、大規模なものであっても届出の対象規模を下回り届出対象外となる事例が想定されるため、次のとおり届出対象行為の見直しを行う。

行為の種類	届出が必要な規模	
	一般地域	重点地域
電気供給施設等 の建設	（現行）高さ20mを超えるもの （変更案） <u>高さ20mを超えるもの又は築造面積の合計が1,000㎡を超えるもの</u>	（現行）高さ8mを超えるもの （変更案） <u>高さ8mを超えるもの又は築造面積の合計が20㎡を超えるもの</u>

太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項

太陽光発電施設の設置については、各種法令の遵守が求められており、景観に関しては、長野県景観育成計画及び各重点地域景観計画における景観育成基準に適合することとされています。

以下にその具体的な配慮方法を整理しましたので届出にあたりチェックリストとしてご活用ください。

項目		配慮事項	チェック	
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	<input type="checkbox"/>	
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	<input type="checkbox"/>	
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	<input type="checkbox"/>	
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	<input type="checkbox"/>	
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	<input type="checkbox"/>	
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	<input type="checkbox"/>	
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	<input type="checkbox"/>	
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	<input type="checkbox"/>	
	材料・ 色彩等		(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	<input type="checkbox"/>
			(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	<input type="checkbox"/>
		フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	<input type="checkbox"/>
(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。			<input type="checkbox"/>	

項目	配慮事項	チェック
付属設備	(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	<input type="checkbox"/>
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	<input type="checkbox"/>
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	<input type="checkbox"/>
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	<input type="checkbox"/>
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	<input type="checkbox"/>
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	<input type="checkbox"/>

なお、上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。